官庁報告

官庁事項

沖縄総合事務局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年７月28日

沖縄総合事務局長　能登　靖

道路の種類	路線名	区間
一般国道	329号	沖縄県国頭郡金武町字金武甘喜原6265番３から同町字金武仲村渠670番１

法務

公証人任免

横浜地方法務局所属公証人打越康雄は願により公証人を免ぜられた。

神坂尚は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人打越康雄の後任を命ぜられた。

京都地方法務局所属公証人加地誠は願により公証人を免ぜられた。

関谷政俊は公証人に任命され、京都地方法務局所属公証人加地誠の後任を命ぜられた。（以上七月二十日）（法務省）

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者である吉岡正親の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年７月28日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成28年８月８日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105－0011　東京都港区芝公園１－５－32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考
		労働者災害補償保険制度			

（注）１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公告

諸事項

第三者所有物の没収に関する公告

平成28年７月28日　大阪地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成28年８月12日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

１　係属裁判所　大阪地方裁判所第９刑事部２係

２　被告事件名　常習賭博

３　被告人氏名　木村　智子、後藤　博史

４　公判期日　平成28年８月22日

５　没収すべき物の品名、数量、その他その物を特定するに足りる事項

現金1,000円（内訳千円紙幣１枚）（平成28年領第4203号符号２）

現金5,000円（内訳千円紙幣５枚）（同号符号３）

現金60,000円（内訳壱万円紙幣４枚、五千円紙幣３枚、千円紙幣５枚）（同号符号５）

現金28,000円（内訳壱万円紙幣１枚、五千円紙幣２枚、千円紙幣８枚）（同号符号６）

現金688,000円（内訳壱万円紙幣63枚、五千円紙幣２枚、千円紙幣48枚）（同号符号７）

現金400,000円（内訳壱万円紙幣40枚）（同号符号８）

現金10,000円（内訳壱万円紙幣１枚）（同号符号９）

現金5,000円（内訳千円紙幣５枚）（同号符号10）

現金516円（内訳百円硬貨４枚、五拾円硬貨２枚、壱円硬貨16枚）（同号符号11）

現金150,000円（内訳壱万円紙幣15枚）（同号符号12）

現金150,000円（内訳壱万円紙幣15枚）（同号符号13）

現金50,000円（内訳壱万円紙幣５枚）（同号符号14）

現金1,400円（内訳千円紙幣１枚、百円硬貨４枚）（同号符号15）

現金1,000円（内訳千円紙幣１枚）（同号符号16）

現金1,015円（内訳五百円硬貨１枚、百円硬貨２枚、五拾円硬貨２枚、拾円硬貨19枚、五円硬貨３枚、壱円硬貨10枚）（同号符号17）

現金89,000円（内訳壱万円紙幣７枚、五千円紙幣１枚、千円紙幣14枚）（同号符号18）

６　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人両名は、氏名不詳者が大阪市中央区宗右衛門町５番11号三経16ビル３階において経営するインターネットカジノ店「Ｌａｄｙ　Ｇｏ」の従業員であるが、井村伸及び前記氏名不詳者と共謀の上、同店にパーソナルコンピュータ９台を設置し、常習として、平成28年２月18日頃から同年５月23日までの間、同店において、不特定多数の賭客を相手方として、多数回にわたり、賭客に１ポイント100円でポイントを購入させて、そのポイントを賭けさせ、前記パーソナルコンピュータを使用して、複数のドラムリールに表示される図柄等の組み合わせにより勝敗を争う方法や、通称「バカラ」と称するゲームにより勝敗を争う方法等で賭博をしたもの。

工場財団

東京都大田区中馬込一丁目13番４号**料治正博**の工場財団に茨城県神栖市矢田部字分地5267番地１、5267番地２茨城県神栖太陽光発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年７月28日　水戸法務局鹿嶋支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成28年７月19日から司法書士業務の２か月停止処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成28年７月28日

東京法務局長　佐藤　主税

記

氏名　前田　稔

所属する司法書士会　東京司法書士会

登録番号　東京第4224号

事務所の所在地　東京都豊島区千早一丁目28番４号ルーチェ千早３Ｆ

違反行為　他人による業務取扱い

鉱業法第142条の規定による公告

経済産業省公告第22号

下記の鉱業権設定に関する出願については、出願人の所在が不分明であって、却下の通知を送達することができないので、鉱業法第142条の規定により、願書に記載された住所の所在地の市役所に通知の内容を掲示した。

記

⑴出願地　徳島県鳴門市　出願人　大阪府大阪市東成区東今里２丁目４番32号　株式会社タチバナ

⑵出願地　徳島県鳴門市同地先海面　出願人　徳島県鳴門市撫養町大桑島字寧岩浜23番地の14　馬居　光瑞

平成28年７月28日　四国経済産業局長